3　その他の事項（電力系統の整備に関する事項）

新エネルギー等による発電は出力が不規則に推移するとともに、発電所建設適地は送電系統が整備されていない遠隔地にある場合も少なくないことから、その大規模な導入を行うためには、これまでの対策を踏まえつつ、周波数変動抑制等の系統安定化や、既存系統の増強等を講ずることが必要となる。

**○経済産業省告示第五十二号**

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第三条第二項の規定に基づき、経済産業大臣が定める量を次のように定めたので、平成二十三年四月一日から適用する。

なお、平成二十一年経済産業省告示第二百二十三号（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第三条第二項の規定に基づき、経済産業大臣が定める量を定める件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月三十日　　経済産業大臣　海江田万里

特定太陽光電気の利用の目標量

特定太陽光電気の利用の目標量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 年度（平成） | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標量（億kWh） | 17.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

**○経済産業省告示第五十三号**

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準（平成二十二年経済産業省告示第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十日　　経済産業大臣　海江田万里

3①(イ)を次のように改める。

（イ）住宅用太陽光発電設備に係る太陽光電力買取

⑴太陽光発電設備の発電能力が10kW未満のもの

ⅰ）単価

太陽光電力買取の単価は、当該太陽光発電設備の設置に要する費用の水準を前提に、太陽光発電設備の設置者（以下単に「設置者」という。）を過度に利することがなく、かつ、太陽光電力買取に要した費用を転嫁される（注）電気の需要家に過度の負担となることのないような期間で設置に要する費用を回収でき、かつ、全体として現在の相対契約による価格に比して高い水準であることにより、我が国における太陽光電力買取の可能量を増大させるとともに、太陽光電力買取に要した費用を電気の需要家に電気の供給の対価として適切に転嫁することができるような単価（表１参照）とすること。

表１

| 太陽光電力買取の契約申込み時期 | 単価 |
|---|---|
| 平成23年３月31日まで | 48円／kWh |
| 平成23年４月１日から平成24年３月31日まで | 42円／kWh |

ただし、当該太陽光発電設備が設置された施設等において、自家発電設備その他の当該施設等に電気を供給する設備（以下「自家発電設備等」という。）が設置されている場合については、当該自家発電設備等による電気の供給量が余剰電力の量に与える影響を勘案した単価（表２参照）とすること。

表２

| 太陽光電力買取の契約申込み時期 | 単価 |
|---|---|
| 平成23年３月31日まで | 39円／kWh |
| 平成23年４月１日から平成24年３月31日まで | 34円／kWh |

ⅱ）期間

太陽光電力買取を行う期間は、我が国における太陽光電力買取の可能量を増大させる観点及び設置者を過度に利することがなく、かつ、太陽光電力買取に要した費用を転嫁される電気の需要家に過度の負担となることのないような期間とする観点から、現に太陽光発電設備の設置に要する費用の回収期間として実現可能な早期の期間を踏まえ、太陽光電力買取のための受給開始日から10年間とすること。

⑵太陽光発電設備の発電能力が10kW以上のもの

ⅰ）単価

国から新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受給していないこと及び平成23年度中に当該太陽光発電設備が新たに設置されたことが確認される場合については、当該補助金の対象となっていないこと等を踏まえた⑴ⅰ）に準じた単価（表３参照）とすること。

表３

| 太陽光電力買取の契約申込み時期 | 単価 |
|---|---|
| 平成23年４月１日から平成24年３月31日まで | 40円／kWh |

ただし、当該太陽光発電設備が設置された施設等において、自家発電設備等が設置されている場合については、⑴ⅰ）ただし書に準じた単価（表４参照）とすること。

表４

| 太陽光電力買取の契約申込み時期 | 単価 |
|---|---|
| 平成23年４月１日から平成24年３月31日まで | 32円／kWh |

国から新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受給していないこと又は平成23年度中に当該太陽光発電設備が新たに設置されたことが確認されない場合については、当該補助金の対象となっていること等を踏まえた⑴ⅰ）に準じた単価（表５参照）とすること。

表５

| 太陽光電力買取の契約申込み時期 | 単価 |
|---|---|
| 平成24年３月31日まで | 24円／kWh |

ただし、当該太陽光発電設備が設置された施設等において、自家発電設備等が設置されている場合については、⑴ⅰ）ただし書に準じた単価（表６参照）とすること。

表６

| 太陽光電力買取の契約申込み時期 | 単価 |
|---|---|
| 平成24年３月31日まで | 20円／kWh |